

記者発表事項（個別公表）

令和 8 年 8 月 5 日

件 名	児童扶養手当の旧特定扶養親族の把握漏れによる過少支給		
発生(判明)日	令和 8 年 2 月 2 6 日		
個人情報漏えいの有無	有 . ☒ 無	うち、マイナンバー関連の有無	有 . ☒ 無
金額、件数等	延べ29件、計1,264,660円		
概要	児童扶養手当は、受給資格者の所得に応じて支給額が変動し、且つ所得に応じて支給を制限する所得制限限度額が設定されています。 この際、税法上の控除に加え、「旧特定扶養親族」※1がいる場合には、所得制限限度額に一人当たり15万円が加算され、所得控除額が増えることと同様の結果になる仕組みになっています。 この「旧特定扶養親族」の人数が正しく把握されていなかったことにより、控除額が少なく認定され、過少支給となったものが令和7年度において、4件、計33,200円あることが判明いたしました。 また、令和3年度から令和6年度の支給状況について調査したところ、延べ25件、計1,231,460円の過少支給があったことが判明いたしました。 ※1…控除対象扶養親族のうち16歳から18歳の者を区別した表現。主に行政事務で使用する。		
対 応	令和7年度の過少支給4件については、既に対象者に説明と謝罪を行い、令和8年3月11日に差額を支給いたしました。 令和3年度から令和6年度までの過少支給についても、速やかに説明と謝罪を行い、差額を支給いたします。		

原 因	児童扶養手当の支給額の計算は、福祉総合システムを使用していますが、その算定根拠となる所得額は、総合行政情報システム（基幹系システム）で市民税課が入力した課税情報の表示画面で確認できるようになっており、福祉総合システムにも自動的に反映されています。 この総合行政情報システムでは、課税台帳照会画面にて「旧特定扶養親族」の人数を把握していますが、一定の条件下ではデフォルトの状態※２で個人住民税の扶養・専従者入力画面で実際の人数と表示に違いが生じます。 このような場合には、手作業で個別のデータの確認と修正を行う必要がありますが、この事象について、おやこ保健福祉課は認識しておらず、実際の人数と違ったデータが取得されていました。 今回の事務処理ミスは、おやこ保健福祉課と市民税課の間での情報共有と連携が不十分であったことによるものです。 ※２…同居する扶養親族が、老人や障がい者も含め複数いる場合に“０人”と表示されるなど
再発防止策	おやこ保健福祉課と市民税課で再発防止策を協議し、次の対応により、再発防止を図ります。 ①福祉総合システムの受託事業者からおやこ保健福祉課に対象者※３のリストを提供してもらう。 ②おやこ保健福祉課で、提供されたデータにより、児童扶養手当額の認定に影響があるものを抽出し、市民税課へ提供し、総合行政情報システム上で対象者の確認・入力作業を実施する。 ③おやこ保健福祉課で、福祉総合システム上の「旧特定扶養親族」の認定状況を確認し、児童扶養手当額を再認定する。 ④おやこ保健福祉課でも、対象者から「旧特定扶養親族」について申告してもらい、福祉総合システム上で認定状況に誤りがないか確認する。 ※３…「旧特定扶養親族」の対象年齢児童を養育している受給者のうち、「旧特定扶養親族」の加算が認定されていない受給者
問合せ先	健康福祉部 おやこ保健福祉課 電話番号: 20 - 7202